

令和5年12月定例会 第127号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

条例の一部改正、補正予算など14議案を可決

令和5年第4回定例会（12月議会）が、12月5日から15日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、条例の一部改正9件、補正予算5件、専決処分報告1件の計15件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決されました。なお、今定例会における一般質問は7名、傍聴者は延べ33名でした。

橋本町長の行政報告

県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通について

かねてより望まれていた栄町と印西市を結ぶ4.5kmの県道鎌ヶ谷本埜線バイパスが令和5年度末に開通する運びとなりました。

この開通にあたり栄町と印西市は協力し開通式を執り行うこととなったので、今回の12月補正で予算を計上しました。

なお、開通日については、決定次第お知らせします。**重点支援地方交付金の追加について**

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が11月29日に国会で可決され、追加交付されます。

町では、物価高騰の影響を受けている低所得者や子育て世代等に対する支援を早期に実施するため、本議会議中に追加の補正予算を提出します。

令和5年度栄町元氣事業支援日本食研基金中学生海外派遣事業報告会について

日本食研千葉本社において、8月に8泊9日で行われた中学生海外派遣事業の研修報告会を実施しまし

た。生徒たちは、オーストラリアで交流をした学校の様子やホームステイ先での生活の様子をパワーポイントにまとめ、英語のスピーチを交えながら報告を行いました。

町内小学校6年生との給食交流会について

「子どもたちの素直な声を町政に活かしていきたい」という思いを実現するために10月17日の竜角寺台小学校を皮切りに、布鎌小学校、安食小学校、安食台小学校に訪問し、児童と一緒に給食を食べながら、交流と懇談を行いました。懇談を通して、今後の町政に活かすことができるヒントや素直な子ども目線の要望などを聞くことができ、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

栄町立安食小学校運動場落成式について

安食小学校運動場改修工事が10月末に無事完了し、11月13日に運動場落成式が開催されました。本改修工事は、令和2年11月の子ども模擬議会で当時の6年生の児童の意見を反映させ実施しました。

当日は、多くの来賓が参列し、記念式典と順天堂大

学陸上競技部の現役選手による走り初めや児童とのリレー対決などが実施されました。楽しそうに笑顔で走り回る児童の表情がとても印象的でした。

JALお仕事講座「空育®」の実施について

11月15日に栄中学校の2年生を対象に、JALグループから講師を招き、「空育®」として航空会社の業務について学びました。今回は、栄町出身の担当社員が来校し、約1時間にわたる講演を行いました。「空育®」の第2弾として、1年生が、成田空港のバックヤード見学に行き、日頃見ることができない空港業務の裏側を見学しています。

今後とも栄町に身近な企業との連携により、将来的に栄町に住み、働く意欲が持てる子どもたちの育成に繋げていきたいと思えます。**令和5年度栄町子ども模擬議会議会について**

11月14日に4つの小学校からの代表者各2名と栄中学校の代表者8名を議員とした「子ども模擬議会」を開催しました。

子どもたちの視点から町の「人口ビジョン」、「災害対策」、「環境対策」、「町民

の安全対策」など質問がありました。今回の質問に対し、町として、真摯に受け止め、誠実に対応していきたいと考えています。**令和6年消防出初式について**

令和6年1月6日に、ふれあいプラザさかえの文化ホールにおいて、コロナ禍前の規模に戻し「栄町消防出初式」を挙行します。

当日は、消防職・団員約150名のほか、千葉県知事をはじめとする町内外来賓者約200名を招待して実施します。**令和5年度 栄町二十歳の集いについて**

令和6年1月7日に、ふれあいプラザさかえの文化ホールを会場に、栄町成人式を「令和5年度 栄町二十歳の集い」に名称を変更して開催します。

当日の式典は、20歳の方172名を対象に、実行委員会の皆様の運営により開催し、町内外の来賓を招待し実施します。

※この行政報告は、定例会初日（12月5日）に行われたもので、現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 賛成多数
柴町印鑑条例の一部を改正する条例

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書がスマートフォンにも搭載可能となったことから、マイナンバーカードを使用する方法のほか、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンが搭載されたスマートフォンを使用する方法でもコンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を取得できるように改正を行うものです。

議案第2号 全員賛成
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和5年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和5年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の職員及び会計年度任用職員の給与について、県に準じた改正を行うとともに、その他の改正を行うものです。

議案第3号 全員賛成
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため改正を行うものです。

議案第4号 賛成多数
柴町手数料条例の一部を改正する条例

町民の更なる利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を図るため、コンビニ交付サービスの対象に税務関係証明書を追加することに併せ、コンビニ交付サービスにより証明書等の交付を受ける場合の手数料の額を引き下げるよう改正を行うものです。

議案第5号 全員賛成
柴町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柴町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国のこども家庭庁の設置に係る基準省令の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに家庭的保育事業等に係る条例の規定について、引用条項などの改正を行うものです。

議案第6号 全員賛成
柴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業に関する国の運用が変更されたことに伴い、放課後児童支援員の要件について緩和する改正を行うものです。

議案第7号 全員賛成
柴町国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法及び地方税法施行令の改正により産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置が創設されたことに伴い、条例中に同様の減額措置の規定等を設け、その減額する額を定めるとともに、令和5年度税制改正に伴う同施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、同施行令に定める法定課税限度額まで引き上げるよう改正を行うものです。

議案第8号 全員賛成
柴町火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正により、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が改正されたことなどに伴う改正を行うものです。

議案第9号 全員賛成
令和5年度柴町一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ1億3,338万9千円を増額し、総額82億8,242万7千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、町税、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金などによるものです。歳出では、障がい福祉サービス提供事業、新型コロナウイルススワクチン接種事業、給与関係事業などによるものです。

議案第10号 全員賛成
令和5年度柴町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ756万1千円を増額し、総額27億8,844万6千円とするものです。増額の主なものは、歳入では、保険給付費等交付金などによるものです。歳出では、医療費等保険給付事業などによるものです。

議案第11号 全員賛成
令和5年度柴町介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ73万1千円を増額し、総額18億3,674万1千円とするものです。増額の主なものは、歳入では、介護保険財政調整基金繰入金などによるものです。歳出では、介護予防・生活支援サービス事業、介

護給付費等費用適正化事業などによるものです。

議案第12号 全員賛成
令和5年度柴町下水道事業会計補正予算(第2号)

第3条予算の収益的収入の予定額を6億2,413万円に、収益的支出の予定額を5億9,893万3千円に補正するとともに、第4条予算の資本的収入の予定額を4億5,022万9千円に、資本的支出の予定額を5億6,473万9千円にするなどの補正をするものです。

補正の主なものは、収益的収入では、長期前受金戻入、収益的支出では、資産減耗費などの増額によるものです。資本的収入では、企業債、資本的支出では、公共下水道施設改良費の増額によるものです。

議案第13号 全員賛成
柴町手数料条例の一部を改正する条例

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、同政令に戸籍に関し手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められたことから、条例別表に同政令と同様の事項を新たに定めるなどの改正を行うものです。

歳入歳出それぞれ1億6,599万6千円を増額し、総額84億4,842万3千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、国庫支出金などによるものです。歳出では、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、大学生等学生生活支援事業などによるものです。

報告第1号 専決処分の報告について

令和5年10月5日に竜角寺台小学校正門前道路において発生した車両損傷事故の和解等について専決処分したので報告するものです。

町政のことが知りたい 一般質問

小中学校の熱中症対策と設備について

新井 茂美

問 地球温暖化により、ますます気温の上昇が予想されます。そこで大切な子どもを命を預かる学校として万全な対策が必要だと考えますが、その対策と体育館のエアコン設置について町はどのように考えているのか伺う。

答 教育委員会では熱中症対策として、一つとして、教職員に対し、未然防止と発生時の応急処置について

周知徹底を図っている。具体的には、毎年4月に千葉県教育委員会からの「児童生徒の熱中症予防について」の通知に基づき、教職員が共通理解と共通行動がとれるよう指導している。二つとして、千葉県教育委員会作成の「学校安全の手引き」を活用し、児童生徒が自ら熱中症の未然防止行動をとることができるよう

「保健室だより」や「学校だより」を通して、未然防止のための家庭への協力依頼や啓発を図っている。三つとして、安全に学校生活を送ることができるよう環境づくりに取り組んでいる。具体的には、平成26年度に栄中学校、平成28年度に全小学校の普通教室と特別教室にエアコンを設置した。

また、体育館等の屋内運動場には、令和4年度に大型冷風機を配置し、運動の間に冷風機にあたることにより体温を下げ、熱中症の予防を図るようにしている。ご指摘の通り、近年、気温が上昇し猛暑による熱中症警戒アラートが発令されるケースが増加している。体育館については、児童生徒が体育の授業や学校行事、中学校の部活動、地域の活動にも利用するほか、災害時には避難所としても利用される施設であり、エアコン等が必要な設備であ

ると認識している。今後、児童生徒が安全安心に学校生活を送るため、また、災害時には避難所として町民の方も利用する体育館へのエアコンの設置については、町部局とも協議している。

町としても、学校体育館は災害時には避難所としても利用される施設であり、児童生徒の命を守るとともに、町民の皆様の命を守るに、町民の皆様の命を守る施設でもあると考えるので、教育委員会で示す改修計画や町財政計画と調整を図り、施策の優先順位を見直し、早急に調整していきたいと考えている。

学校施設の安全で快適なトイレ整備等について

早川 久美子

問 学校施設において、多目的トイレの整備は不可欠である。文部科学省は、令和7年度までに公立学校のトイレの洋式化を95%まで整備するとの目標を掲げている。本町の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画について伺う。

答 まず、トイレの洋式化については、平成29年度にトイレ改修工事により実施しており、当時の考え方として、一つとして、各学校とも児童・生徒の利用頻度が多い箇所のトイレを改修することとし、二つとし

て男子トイレの場合、洋式便器が1つに和式便器が3つとなつている学校が多いことから、和式便器1つを洋式化に改修し、2つの洋式便器に。洋式便器がないトイレは、和式便器1つを洋式便器に改修した。女子トイレは、和式便器が3つから4つあることから、和式便器を一つ残し改修している。

当時は、洋式便器を使用できない児童・生徒もいることから、全てを洋式化することなく、必ず和式便器を残した形での改修工事を実施している。その上で、現在の各学校トイレの洋式化率は、安食小学校は73.8%、布鎌小学校は55.3%、安食台小学校は61.4%、竜角寺台小学校は52.5%、栄中学校は69.2%となつており、町内小中学校5校の洋式化率は、校舎・体育館・屋外トイレを合わせると64.2%である。内訳は、校舎が66.9%、体育館が51.7%、屋外トイレは16.6%である。

洋式化については、災害時には、地域の避難所にもなり高齢者等も使用することから、学校施設の大規模改修などと併せ、和式トイレを一定程度残しながら、町部局と協議の上、計画的に改修を進めていきたい。

健康で生きいきと暮らせるまちづくりを

高萩 初枝

問 現在策定中の第9期介護保険事業計画について①適正な財政調整基金の額は。また基金を活用した保険料の引き下げは。②特別養護老人ホームのベッド増床予定は。③町内で要介護者がマシンを使い通所リハビリができる施設は。

答 ①介護保険財政調整基金の状況は、令和4年度末時点残高は、約5億4千6百万円であつた。コロナ禍で介護サービスの利用が控えられたことにより残高は増加したが、令和5年度は、介護サービスの利用が増えている。現在、第9期介護保険事業計画を策定している中で、令和6年度からの3年間の見込量を算出しているが、今後、給付費の増加により、保険料が高くなることが見込まれている。財政調整基金による保険料の急激な上昇を抑制するなどの状況を踏まえ、3億円程の基金は確保しておく必要があると考える。また、介護保険料が高くなることが見込まれるが、町の適正規模の財政調整基金を確保し、一定の基金を取り崩し、次期介護保険料は、今期より

少しでも引き下げられるよ

う努力していきたい。
 ②特別養護老人ホームを含めた施設サービスの必要性は認識しており、事業所アンケートでは、事業展開について「拡大を考えている」と介護老人福祉施設の回答があった。また、介護関連事業者から介護事業を実施したい旨の相談も受けている。

③町内に通所リハビリテーションの事業所が1ヶ所ある。また、状況により病院に通院してのリハビリテーションを行うこともできる。
 今後、ケアマネジャー等関係機関を通じ、利用者のニーズ把握に努めるとともに、介護保険事業計画の中で需要に応じた介護サービスの提供について検討していく。

また、悠遊亭へのトレーニングマシン設置については、一定の条件をクリアすることが必須であると考えており、マシンの専門的な見が必要であることや安全対策としての人的配置・確保が必要になることなど多くの問題があるので、設置することは考えていないが、様々な「スポーツによる健康づくり事業」を実施しており、今後も広く参加

防犯について

を呼び掛けていきたいと考えている。

大塚 佳弘

問 町内の住民の中から、近所で盗難の被害が増えており不安を感じる。防犯対策を強化して欲しいという声があがっている。町内の犯罪状況とその対策について伺う。

答 始めに犯罪の内容ですが、町内における今年1月から10月末までの犯罪発生件数は97件であった。これは、昨年同時期と比べて36件増加している。

犯罪の内訳は、窃盗犯は自転車盗が19件、部品狙いが5件、自動販売機狙いが3件、車上狙いが3件、忍び込みが2件、その他侵入盗が12件、空き巣が8件、オートバイ盗が3件、その他非侵入盗が20件となっている。また、知能犯は詐欺が4件で被害額は約659万円、粗暴犯は傷害が3件、恐喝とわいせつがそれぞれ1件、その他刑法犯が13件となっている。

これは昨年と比較すると、空き巣が7件、その他侵入盗が10件、オートバイ盗が2件、その他非侵入盗が8件、車上ねらい・部品ねらい・傷害・恐喝・わいせつがそれぞれ1件、その他

他刑法犯が6件増加した一方で、暴行と自動車盗はそれぞれ1件減少している。次に、対策としては、一つとして、平成31年4月に安食駅前には防犯ボックスを設置した。警察官OBなどが、下校や帰宅時間帯に巡回パトロールなどを行っている。

二つとして、防犯カメラを道路や駅周辺に14基、各学校に2基設置している。三つとして、移動交番車の開設や周辺の警戒、巡回パトロールなどを行っている。他、リバーサイドフェスティバルや防災フェアなどの際にも会場で啓発活動を実施していただいている。

四つとして、成田及び布鎌の防犯指導員による防犯活動がある。
 主な活動は、年金支給日に「電話で詐欺の被害防止」のチラシ配布や、のぼり旗を掲げて啓発を行っている。他、布鎌地区・安食地区共に、青色回転灯付きの広報車で町内巡回パトロールや、啓発看板の設置なども行っている。

五つとして、学校での取り組みとしては、令和3年11月から、地域の方々に「栄町ながら見守り隊」への登録をお願いしている。なお、不審者や犯罪情報については「マチコミメモ

ル」で保護者に連絡する体制が整っている他、防犯指導員による警戒や、防犯ボックスの巡回、さかえイザールによる巡回、さかえ情報メールによる注意喚起も行っている。

その他、広報紙に侵入窃盗の手法や防止対策、空き巣や車上狙い、電話で詐欺対策などの記事を掲載している他、地域安全ニュースの回覧、防災無線を使って電話で詐欺や、還付金詐欺防止などの注意喚起、さかえ情報メールでは、千葉県及び町内の犯罪被害の状況などを配信するなど、様々な防犯対策を講じている。

給食センター用地として浸水地区にある臨時駐車場を選んだ理由

岡本 雅道

問 選定委員会で給食センター候補地から町民プール隣接地を除外する理由に都市計画変更手続きが必要であると説明した理由、臨時駐車場を浸水地区外とした理由及び候補地を決定した教育委員会会議を秘密会とした理由は何か。

答 始めに「町民プール隣接地」である竜角寺台町有地は、都市計画の用途では第一種中高層住居専用区域であるため、工場扱いとなる給食センターは建築ができない。このため建築基準

法改正前の都市計画法では、用途を変更する手続きが、当初は必要となっていた。その後、建築基準法が令和元年6月に改正施行されたことにより、給食センターの建築が可能となったもののだが、当時、教育委員会では、建築基準法が改正施行されたことを把握していなかった。しかしながら、当該地は地区計画が定められており、建築物の用途制限により、給食センターの建築はできない場所、町長が公益上特に必要と認められた場合に限り建築は可能となる。この場合、その場所でなければならぬやむを得ない理由が必要となる。

次に、臨時駐車場を浸水地区外とした理由については、令和元年11月に開催された「第1回栄町学校給食センター建設用地選定検討委員会」の会議録では、委員から「ハザードマップを見るとふれあいプラザさかえは危険区域に入っていない。その先の道路などは、0.5mから3mの危険区域に入っています。」との発言があり、会議後、候補地の現地視察が行われた。

第2回同検討委員会の会議録では、「ハザードマップによる浸水想定区域外となっている。」と発言しているが、その後、委員の発言では、「視察の際に盛土を

しないといけない話を聞いた」との質問に対し、「設計をする段階で、盛土の計画も含めて検討することになるが、道路よりも高い位置に建設することが通常である。高さについては未定である。」と説明している。

また、他の委員からも、良い理由として、「盛土をして高くなることと、ふれあいプラザさかえが避難所になったとき、町民に対する支援ができること。」などの意見があり、盛土の必要性に関する認識はあったものと推測される。

次に、教育委員会会議を秘密会とした理由については、土地の取得という財産上のことから波及することをおそれていたということであり、どこかを買うとそれに付随して次の動きになるようなことを避けたことである。

給食センターの建設について

松島 一夫
問 給食センターの建設について、今後の展望を伺う。

答 今後の展望については、現在、家庭の経済格差による欠食や食の貧困などと呼ばれる子供たちを取り巻く課題がある中、食育に対する学校給食の重要性が高まっていると言える。

子供たちには安心して安全な給食を食べて欲しいと考えている。しかしながら、近年の異常な猛暑など私たちを取り巻く課題は速いスピードで変わってきている。子供たちの命、また、災害時に避難される町民皆様の健康を考えると、体育館へのエアコン設置などについて、限られた財源の中で、施策の優先順位を変える決断も必要だと考えている。

給食センターの建替えに向けては、今年6月に内閣府及び文部科学省より連名で「避難所における適切な食事の確保のための学校給食センターの活用について」の通知が示されるなど、学校給食センターの多機能化を始めとした検討や、民間の事業参入などの検討、発注方式や給食センターに有利な財源の確保を含めて、庁内各部署に対し、教育委員会と協力して、町財政負担の軽減に向けて一年間かけてしっかりと検討するよう指示をしている。

なお、事業化については、災害時の支援拠点として考えているふれあいプラザさかえを含むエリア全体の整備を併せて具体的な検討をしていきたいと考えている。

議会に対しても、これまでと同様に丁寧な説明を行

栄町における「地域おこし協力隊」の取り組みについて

大野 信正

問 当町の課題解決に地域おこし協力隊制度をどのように活用し魅力ある元気な町づくりを活かすかお尋ねします。特に、地域おこし協力隊導入の効果として「地域おこし協力隊」、「地域」、「地方公共団体」の三方よしの取り組みについて。

答 地域おこし協力隊については、ご承知のとおり、人口減少及び高齢化が進む地域において、地域外からの多様な人材を呼び込み、地域の資源および特性を活用した活動を通じて、行政ではできなかった柔軟な地域おこしや、地域への定住・定着を目指すものです。

本町においても、町のPR活動、農林水産業への従事活動、地域資源の発掘などによる地域振興活動、環境保全活動や地域のコミュニティ活動など、地域協力活動による町の活性化を図るため、「栄町地域おこし協力隊」を設置することとした。

今回は、町の課題である農業分野における生産者の担い手不足の解消や、ドラム

その他の一般質問

いたたくことを目的に、10月から隊員の募集活動を開始したところである。

また、隊員の主な活動内容としては、どら豆に限定せず、米、いちご、トマト、ネギなどの特産作物の生産現場での補助、商品開発の補助、SNS等を活用した情報発信や農業PRイベントへの参加などを想定している。

今後一つひとつ成功事例を作りながら、幅広い分野での活用ができればと考えている。

新井 茂美

福祉のまちづくりの推進について

早川 久美子

がんの対策について

高萩 初枝

栄町の教職員の働き方改革について

大塚 佳弘

生活困窮者自立支援制度について

岡本 雅道

学校給食無償化について

大野 信正

地区計画の条例化

大野 信正

インクルーシブ（包括的な）公園の取り組みについて

編集後記

議会も無事終わり、寒風の中、山茶花が次々と花を咲かせています。

さざんかは、町の木として昭和45年10月24日に制定されました。

花言葉は「ひたむきさ」「困難に打ち勝つ」です。

この意味は、寒さが強まる初冬にかけて花を咲かせることが由来といわれます。

山茶花の名に負けぬように、様々な難局を乗り越えていきたいものです。

大塚 佳弘

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博（委員長）、高萩初枝（副委員長）
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 FAX 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

3月定例会は、3月5日(火)～15日(金)までを予定しています。
※ 請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、2月26日(月)必着で提出くださるようお願いいたします。なお、詳細につきましては、今後発行される会議録またはホームページをご覧ください。